

令和 3 年 6 月 15 日

庄内支庁記者会 各位
(管内報道関係機関 各位)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。) 第 14 条の 3 の 2 の規定により行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 被処分者
山形県鶴岡市大塚町 6 番 5 - 14 号
有限会社宮原組 (取締役 宮原久志)
- 2 処分の内容
産業廃棄物収集運搬業 (令和元年 8 月 1 日許可 第 00605111808 号) の許可取消し
- 3 処分年月日
令和 3 年 6 月 14 日
- 4 処分の理由
被処分者は、令和 3 年 5 月 27 日、山形地方裁判所鶴岡支部において破産手続開始の決定を受けたことにより、法が定める欠格要件に該当したため。
(産業廃棄物処理業者は、事業を的確かつ継続して行うための経理的基礎を求められており、破産した場合、県は許可を取り消さなければならないとされています。)

【問合先】

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課
課長補佐 (廃棄物・海岸漂着物担当) 原田泰浩
電話 0235-66-5704

【報道監】

総務企画部長 高橋博美